

令和6年度栗原市奨学金貸与事業 奨学生《第2期》募集要領

1 目的

勉学する意欲がありながら、経済的な理由により修学することが困難な学生や生徒に対し、奨学金を貸与することで有能な人材を育成することを目的としています。

2 奨学生の資格

学校教育法で定められている高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、短期大学、大学及び、東北職業能力開発大学校（本校）に在学（申請時は、入学見込みを含む）し、次のすべてに該当する方。

- (1) 経済的理由により修学が困難である方（家計基準）
 - (2) 心身ともに健康で、学業優秀な方（学力基準）
 - (3) 保護者（親権者または未成年後見人）が栗原市内に住所を有している方
- ※ 専門職大学は大学に、専門職短期大学は短期大学に含まれます。
- ※ 新入学時に関わらず、在籍途中でも奨学生となることができます。

3 募集人数

10人程度

4 奨学金上限額

高等学校・中等教育学校（後期課程）	月額	15,000円
高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）	月額	25,000円
短期大学・大学・東北職業能力開発大学校（本校）	月額	40,000円

※ 他の機関の奨学金と併用して、市奨学金の貸与を受けることができます。

5 申請期限

令和6年1月31日（水）必着

6 提出書類

No	必要書類	備考
1	奨学金貸与申請書【様式第1号】	奨学生志願者が記入
2	奨学生調査書【様式第2号】	【1年生・申請時に在学していない人】 直前に卒業した学校に依頼 【2年生以上】 在学している学校に依頼
3	世帯全員の住民票 (<u>本籍・続柄等が記載されたもの</u>)	各総合支所市民サービス課で交付 (同一生計で別居しているものがある場合、 その者の住民票含む)
4	令和5年度市・県民税所得課税証明書	各総合支所市民サービス課で交付 (世帯の中で所得がある方世帯全員分。ただし、 学生は除く)
5	その他教育委員会が必要と認める書類	必要に応じて、別途提出していただきます。

7 提出先及び方法

教育部教育総務課まで持参または郵送いただくか、各総合支所市民サービス課に直接提出してください。

8 採用方法

栗原市奨学生選考委員会において、審査、決定を行います。

※ 選考基準につきましては、奨学生の手引きをご確認ください。

※ 審査結果は、3月上旬までに通知する予定です。

9 貸与の手続き

採用決定後、誓約書・借用証書・連帯保証人(2人)の印鑑登録証明書・奨学資金振込依頼書・在学証明書(進学・進級後取得)を提出していただきます。

※ 連帯保証人(2人)は、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

- (1) 奨学生の保護者(奨学生が成年の場合は、父又は母)
- (2) 宮城県内に住所を有し、奨学生及び保護者と生計を同じくせず、独立して生計を営む方

10 貸与期間

令和6年4月から正規の修業年限(訓練課程)までとなります。ただし、前期課程・後期課程に区分された専門職大学は、それぞれの課程までとなります。

11 貸与の方法

四半期毎に奨学生本人名義の指定口座に振り込みます。

1回目(4月～6月分)を4月下旬、2回目(7月～9月分)を7月上旬

3回目(10月～12月分)を10月上旬、4回目(1月～3月分)を1月上旬に支給

12 償還の方法

貸与が終了し、1年が経過した後から10年以内に償還することになります。償還方法は、月賦、半年賦、年賦のいずれかを選択の上、口座振替または、納入通知書により償還できます。

奨学資金は無利子となります。

問い合わせ先

栗原市教育委員会 教育部教育総務課総務係

〒989-5171 栗原市金成沢辺町沖200番地

電話 42-3511 FAX 42-3518 E-mail kyoikusomu@kuriharacity.jp